

【本日の目次】

1. 市場トピックス

- ◆新規上場のお知らせ

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 4. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 122

開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課長 小出 啓次

証券監視委は、本年8月29日「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」を公表しました。今回は、本事例集の主な内容を紹介したいと思います。

1. 課徴金納付命令勧告の傾向

(1) 総論

証券監視委は、平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降本年

6月末までの間に、開示規制違反等について85件、課徴金額合計で77億6,027万9,979円の課徴金納付命令勧告（以下「勧告」という）を行っています。件数の内訳は「開示書類の虚偽記載」に対するものが81件、「開示書類の不提出」に対するものが3件、「公開買付開始公告の不実施」に対するものが1件となっています。

平成25年度においては、開示書類の虚偽記載に対して9件、計10億4,836万9,999円の課徴金納付命令勧告を行いました。

（2）違反行為者（発行者である会社）の市場別分類

開示書類の虚偽記載について、違反行為者を市場別にみると、本則市場・新興市場ともに44件ずつとなっています。本則市場の上場会社数は、新興市場の上場会社数の3倍以上であることを踏まえると、新興市場における勧告率が相当に高いと言えます。事案の背景は様々ですが、一般に、新興市場では会社規模が小さく、意思決定権限や事務分担が特定の役職員に集中する傾向があり、また、特定部門における不正が会社全体の財務に大きな影響を与えやすいことが、その背景として指摘されます。

平成25年度は、課徴金納付命令勧告を行った9件のうち6件が本則市場の上場会社でした（うち1件は東証1部及び旧大証1部に上場していた）が、これらの上場会社では、海外子会社に対する管理体制の不備や、過剰な業績重視の企業風土等に起因して、不適正な会計処理が行われていました。

（3）違反行為者の業種別分類

違反行為者の業種別にみると、情報・通信業（18件）、サービス業（13件）、卸売業（10件）において、勧告件数が多くなっています。

情報・通信業ではソフトウェアやライセンス等の無形固定資産が、また、サービス業や食料品の業種では著作権やエリア営業権といった無形固定資産が、不適正な会計処理に利用される事例がありました。無形固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見て確認することが出来ないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいことといった特徴があり、不適正な会計処理に利用されやすい勘定科目であると言えます。

なお、平成25年度においても、サービス業（3件）と情報・通信業（2件）の業態で勧告件数が多かったのですが、その違反事実の態様をみると、そのうちの4件は、土地やのれん、有価証券といった資産について適切な評価が行われていなかったものでした。

(4) 違反行為の科目別分類

違反行為の科目別の内訳では、特別損失又は特別利益（24件）、資産（21件）、売上高（20件）において、勧告件数が多くなっています。

平成25年度においては、資産の科目で7件、特別損失の科目で4件の勧告を行っています。特別損失の内訳は、のれんの過大計上による損失の不計上が2件、投資有価証券評価損の過少計上が1件、土地の減損損失の不計上が1件となっており、いずれも会社が所有する資産について適切な評価が行われていなかったものでした。

2. 開示規制違反の手法の傾向

最近の開示検査で把握された主な不正の手法をみると、以下のような類型が認められます。

- ⇒ 不適切な会計処理の隠蔽を図るため、海外子会社や海外ファンドが利用されるケース。粉飾の仕組みを複雑化させ、また国境を跨ぐことにより正確な実態の把握を困難とさせることにより、長期間にわたって不正が表面化しないことがある。

【事例】

- ・ 含み損を抱えた投資有価証券等に係る損失計上を先送りするため、海外に連結対象外のファンドを組成し、当該投資有価証券等を当該ファンドに簿価で買取らせることによって損失の簿外処理を行っていた。
 - ・ 海外ファンドに資金を送金し、当社において営業出資金として資産計上しつつ、当該資金を当社役員に還流させていた。
- ⇒ 海外子会社等において不適切な会計処理が行われ、連結財務諸表に影響が及ぶケース。企業の海外進出が拡大する中、海外子会社等の財務情報に対して、現地固有の統制環境やリスクの評価も踏まえた適切なモニタリングが行えているか、企業集団全体としての内部統制のあり方が問われるようになっている。

【事例】

- ・ 海外子会社において、厳しい売上目標を達成するため、架空の伝票登録による架空売上の計上や、売上債権に対する貸倒引当金の過少計上などが行われていた。
- ・ 投資していた外国債券について、償還可能性の評価に当たって必要な確認作業を怠り、投資有価証券評価損を計上していなかった。

⇒ 経営者や取締役等の会社幹部が主導して不適正な会計処理が行われるケース。特に新興企業では、会社幹部の発言力が大きく管理部門が弱い傾向があり、会社幹部に対する牽制が機能していないなどの内部統制上の問題を抱えていることがある。

【事例】

- ・ 2期連続債務超過による上場廃止を回避する目的で、代表取締役の主導の下、実体を伴わない物品販売契約を締結することで架空の売上を計上していた。
- ・ 代表取締役による売上業績に過度に重きを置く経営方針の下、売上至上主義が社内に蔓延し、契約書類のデータ入力や入金管理業務を行う管理部門が適切な役割やチェック機能を果たさないうまま、営業部門において売上の過大計上が行われていた。

3. おわりに

本事例集は、適正な開示に向けた市場関係者の自主的な取組みを促す観点から、開示検査で確認された不適正な会計処理の傾向や個別事案の概要を取りまとめたものです。本稿では、個別事例の詳細については紹介できませんでしたが、事例集においては、事例毎に、イメージ図を載せるほか、不正の背景にあるガバナンス上の問題点についても記載をするなど事案の全体像について理解しやすい記載に努めました。本事例集については、証券監視委のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20140829.htm>) に掲載しておりますので、是非ご参照下さい。本事例集が、上場企業の方々をはじめ、幅広い市場関係者の参考となれば幸いです。

※文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>